

堺市公報 第75号	令和元年6月21日発行
<h1>堺市公報</h1>	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<告示>	
○堺市市税条例に基づく寄附金税額控除の対象とする寄附金の指定について	
【 財政局税務部税制課 】	2
○地方自治法施行令に基づく徴収事務の委託について	
【 健康福祉局障害福祉部障害施策推進課 】	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について	
【 健康福祉局障害福祉部障害施策推進課 】	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止について	
【 健康福祉局障害福祉部障害施策推進課 】	4
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について	
【 建設局土木部路政課 】	4
<公告>	
○農用地利用集積計画	
【 産業振興局農政部農地課 】	7
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【 建築都市局開発調整部宅地安全課 】	15
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【 建築都市局開発調整部宅地安全課 】	15
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【 建築都市局開発調整部宅地安全課 】	16
○都市公園の開設に係る公告及び縦覧について	
【 建設局公園緑地部公園監理課 】	16
○堺市金岡公園プール及び堺市大浜公園プールの使用時間及び利用料金について	
【 建設局公園緑地部大浜公園事務所 】	20

告 示

堺市告示第240号

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）第17条第2項第3号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、平成31年1月1日以後に支出される次の法人に対する寄附金を指定したので、同条例第17条の2第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年6月21日

堺市長 永 藤 英 機

法人の名称	法人の所在地
独立行政法人 労働者健康安全機構	神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号

堺市告示第241号

堺市立重症心身障害者（児）支援センター条例（平成22年条例第9号）第4条第2項の手数料の徴収事務を委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年6月21日

堺市長 永 藤 英 機

1 委託する歳入の種類

堺市立重症心身障害者（児）支援センター条例第4条第2項の規定により交付する診断書、証明書等に係る同項の手数料

2 委託する期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

3 受託者の住所及び氏名

住所 堺市堺区旭ヶ丘中町4丁3番1号

氏名 社会福祉法人 三篠会

堺市立重症心身障害者（児）支援センター

センター長 児玉 和夫

~~~~~

## 堺市告示第242号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和元年6月21日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名                 | 事業内容       | 事業所名           | 事業所所在地                  | 指定年月日    |
|---------------------|------------|----------------|-------------------------|----------|
| 一般社団法人 ほっと          | 計画相談支援     | 支援センターかのん      | 大阪府堺市中区深井北町3436番地       | 令和元年6月1日 |
| 株式会社 E.ライフケア        | 居宅介護       | ヘルパーステーションあかしあ | 大阪府堺市中区深阪一丁6-17-103号    | 令和元年6月1日 |
| 株式会社 E.ライフケア        | 重度訪問介護     | ヘルパーステーションあかしあ | 大阪府堺市中区深阪一丁6-17-103号    | 令和元年6月1日 |
| 株式会社 Neero          | 居宅介護       | つくしケアセンター      | 大阪府堺市中区辻之1147-29 2F     | 令和元年6月1日 |
| 株式会社 Neero          | 重度訪問介護     | つくしケアセンター      | 大阪府堺市中区辻之1147-29 2F     | 令和元年6月1日 |
| 特定非営利活動法人 関西介護福祉研究所 | 計画相談支援     | ねね相談支援事業所      | 大阪府堺市南区野々井260-1 辻ビル102号 | 令和元年6月1日 |
| 株式会社 はるかぜコミュニケーション  | 就労継続支援(A型) | アン・デ・プルミエ      | 大阪府堺市堺区香ヶ丘町一丁5番2号       | 令和元年6月1日 |

|                    |             |              |                   |          |
|--------------------|-------------|--------------|-------------------|----------|
| 株式会社 はるかぜコミュニケーション | 就労継続支援 (B型) | はるかぜ作業所      | 大阪府堺市堺区香ヶ丘町一丁3番1号 | 令和元年6月1日 |
| 株式会社 はるかぜコミュニケーション | 生活介護        | 第3ケアセンターはるかぜ | 大阪府堺市堺区香ヶ丘町一丁5番2号 | 令和元年6月1日 |

## 堺市告示第243号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和元年6月21日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名            | 事業内容   | 事業所名       | 事業所所在地                          | 廃止年月日     |
|----------------|--------|------------|---------------------------------|-----------|
| 合同会社 ピースオブマインド | 居宅介護   | あじさい介護サービス | 大阪府堺市堺区東雲西町一丁5番13号<br>FITビル101号 | 令和元年5月15日 |
| 合同会社 ピースオブマインド | 重度訪問介護 | あじさい介護サービス | 大阪府堺市堺区東雲西町一丁5番13号<br>FITビル101号 | 令和元年5月15日 |

## 堺市告示第244号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和元年6月21日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

## 道路区域変更調書

| 路線名   | から<br>区間<br>まで                    | 旧<br>新 | 敷地の          |       | 備考      |
|-------|-----------------------------------|--------|--------------|-------|---------|
|       |                                   |        | 幅員m          | 延長m   |         |
| 蔵前2号線 | 北区蔵前町3丁1598番4地先<br>北区蔵前町3丁598番4地先 | 旧      | 3.10<br>3.20 | 10.95 | (70010) |
|       |                                   | 新      | 4.00<br>4.10 |       |         |
| 蔵前5号線 | 北区蔵前町3丁598番4地先<br>北区蔵前町3丁598番4地先  | 旧      | 3.25<br>3.35 | 9.70  | (70013) |
|       |                                   | 新      | 4.05<br>4.10 |       |         |

公 告

堺市公告第335号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年6月21日

堺市長 永 藤 英 機

令和元年度 第3号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定  
により、農用地利用集積計画を定める。

令和元年6月6日

堺 市

1. 利用権設定各案明細

| 利用権の設定を受ける者(借手)    |                | 利用権を設定する農地 |      |    |                     |                   | 利用権を設定する者(貸手) |                           |            |          |            | 設定する利用権 |          |  |  |  |
|--------------------|----------------|------------|------|----|---------------------|-------------------|---------------|---------------------------|------------|----------|------------|---------|----------|--|--|--|
| 住所                 | 氏名             | 所在         | 地番   | 地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所                | 氏名            | 利用権の種類<br>及び利用される<br>共通事項 | 内容         | 始期       | 終期         | 借費(円)   | 借費の支払い方法 |  |  |  |
| 堺市中区土御町2丁8番6号      | 東孝             | 中区深井畑山町    | 48-2 | 田  | 1,090               | 堺市北区中百舌島町6丁1022番地 | 中野 信子         | 使用貸借による<br>権利             | 畑として<br>利用 | 令和元年7月1日 | 令和11年6月30日 | -       | -        |  |  |  |
| 大阪市西成区北津守4丁目8番17号  | 一般社団法人<br>自然楽園 | 西区大平寺      | 623  | 田  | 1,166               | 堺市北区百舌島本町3丁493番地  | 中井 崇雄         | 賃借権<br>(解除条件付)            | 畑として<br>利用 | 令和元年7月1日 | 令和11年6月30日 | 1,166   | -        |  |  |  |
| 大阪市住吉区帝塚山西3丁目3番17号 | 釜谷 史門          | 美原区小寺      | 98-1 | 田  | 632                 | 堺市東区八下町2丁101番地    | 岩崎 弘          | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和元年7月1日 | 令和4年6月30日  | -       | -        |  |  |  |
| 堺市東区北野田492番地1      | 北井 大計          | 美原区南余部     | 285  | 田  | 1,712               | 堺市東区大六356番地3      | 松尾 康治         | 賃借権<br>(解除条件付)            | 畑として<br>利用 | 令和元年7月1日 | 令和4年6月30日  | 30,000  | -        |  |  |  |
| 堺市中区見野山40番地3       | 藤井 進           | 中区見野山      | 10   | 畑  | 1,173               | 堺市中区福田137番地       | 北田 保          | 使用貸借による<br>権利             | 畑として<br>利用 | 令和元年9月1日 | 令和4年8月31日  | -       | -        |  |  |  |
| 堺市南区二本木76番地1       | 山崎 勝喜          | 南区大庭寺      | 135  | 田  | 323                 | 堺市南区稲葉2丁1740番地1   | 岩井 孝雄         | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和元年7月1日 | 令和4年6月30日  | -       | -        |  |  |  |
|                    |                | 南区大庭寺      | 137  | 田  | 383                 |                   |               |                           |            |          |            |         |          |  |  |  |
|                    |                | 南区大庭寺      | 138  | 田  | 621                 |                   |               |                           |            |          |            |         |          |  |  |  |
|                    |                | 南区大庭寺      | 155  | 田  | 148                 |                   |               |                           |            |          |            |         |          |  |  |  |
|                    |                | 南区大庭寺      | 157  | 田  | 542                 |                   |               |                           |            |          |            |         |          |  |  |  |
|                    |                | 南区大庭寺      | 158  | 田  | 452                 |                   |               |                           |            |          |            |         |          |  |  |  |
|                    |                | 南区大庭寺      | 162  | 田  | 267                 |                   |               |                           |            |          |            |         |          |  |  |  |
|                    |                | 南区大庭寺      | 165  | 田  | 297                 |                   |               |                           |            |          |            |         |          |  |  |  |

| 利用権の設定を受ける者(借手) |       | 利用権を設定する農地 |     |    |                     | 利用権を設定する者(貸手)  |        |                           |            |          | 設定する利用権   |       |          |  |  |
|-----------------|-------|------------|-----|----|---------------------|----------------|--------|---------------------------|------------|----------|-----------|-------|----------|--|--|
| 住所              | 氏名    | 所在         | 地番  | 地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所             | 氏名     | 利用権の種類<br>及び適用される<br>共通事項 | 内容         | 始期       | 終期        | 借費(円) | 借費の支払い方法 |  |  |
| 堺市美原区北余部565番地3  | 岩井 健太 | 美原区多治井     | 471 | 田  | 942                 | 堺市美原区多治井410番地2 | 岩井 加代子 | 使用貸借による<br>権利             | 畑として<br>利用 | 令和元年7月1日 | 令和6年6月30日 | -     | -        |  |  |
| 合計              | 7名    |            |     |    | 9,748               |                | 7名     |                           |            |          |           |       |          |  |  |

## 使用貸借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかなを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

## 賃貸借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

## (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

## (7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (9) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

|                     |
|---------------------|
| 解除条件付<br>(法 18-2-6) |
|---------------------|

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

### (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

### (3) 利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

### (4) 転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

### (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

### (6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

### (7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は(3)により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

### (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

## (11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させることとなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させることとなった場合は別途協議を行う。

## (12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

## (13) 勧告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

## (14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が(13)の勧告に従わなかったとき。

## (15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

~~~~~

堺市公告第336号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年6月21日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域
堺市北区金岡町542番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府堺市北区新金岡町5丁4番405号
北野 正博

~~~~~

堺市公告第337号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年6月21日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市美原区南余部318番1の一部
  - 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市美原区南余部435番地  
山田 弘一
- ~~~~~

## 堺市公告第338号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年6月21日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 開発区域

堺市中区上之213番1

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市中区福田402番地1 ブルメ・ヴァレ202号

櫻井 秀樹

大阪府堺市中区福田402番地1 ブルメ・ヴァレ202号

櫻井 彩

## 堺市公告第339号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、都市公園の設置について、次のとおり公告する。

令和元年6月21日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 公園の名称及び位置

| 番号 | 名称      | 位置              |
|----|---------|-----------------|
| 1  | 初芝さくら公園 | 堺市東区日置荘西町2丁23番3 |

## 2 区域

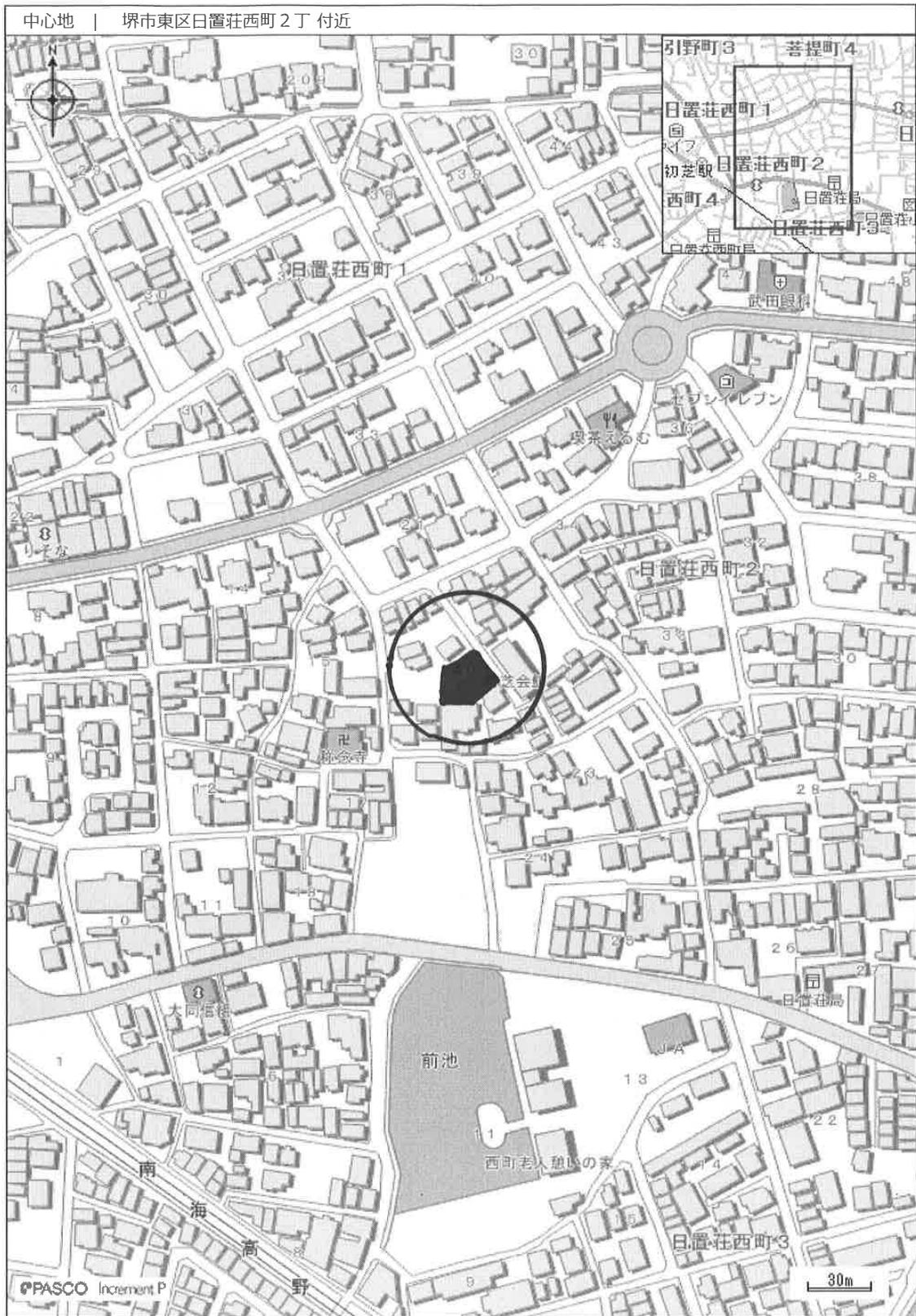
別紙のとおり

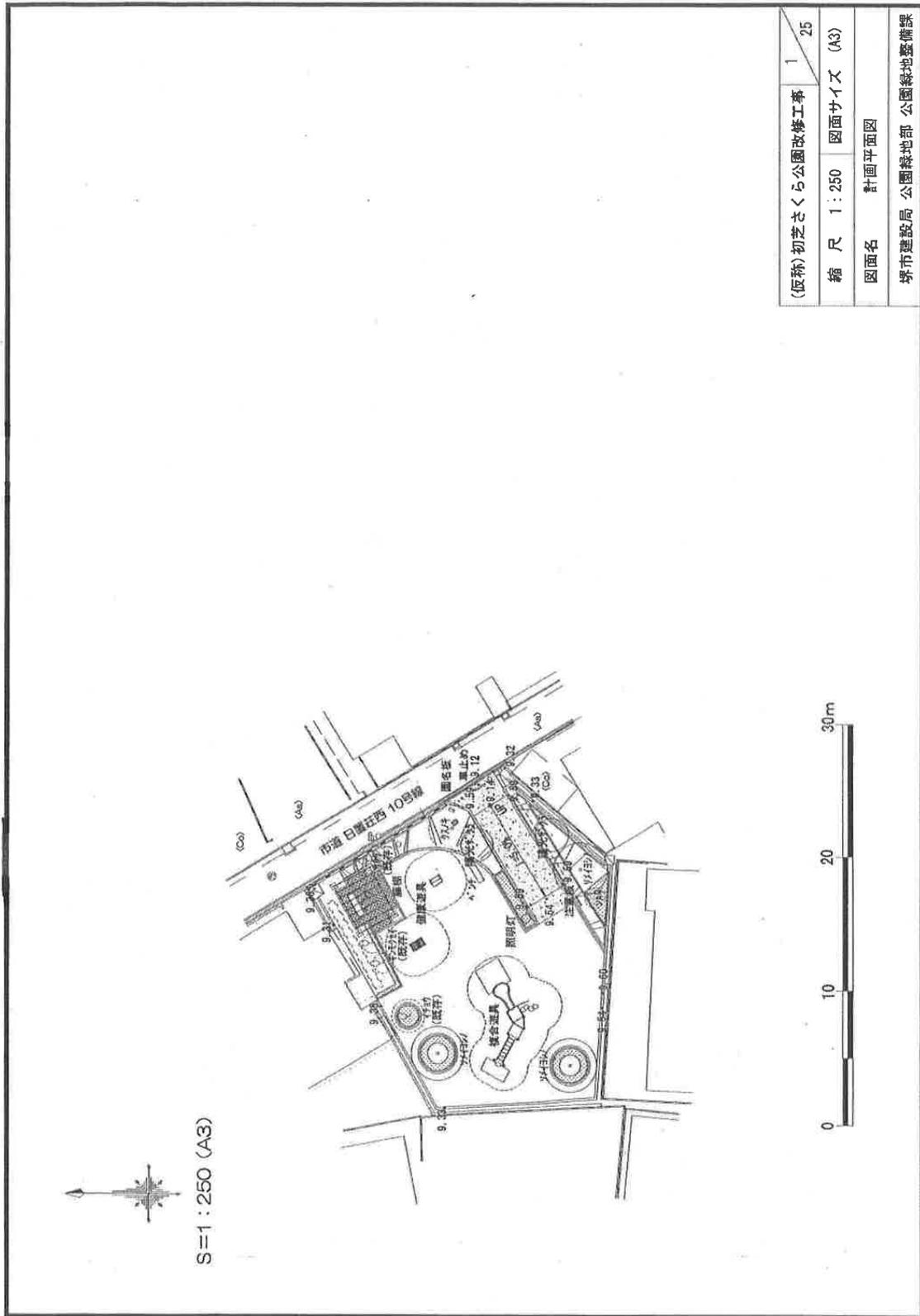
詳細については、堺市建設局公園緑地部公園監理課において公告の日から7日間一般の縦覧に供する。

3 供用開始の日

令和元年6月21日

別紙





堺市公告第340号

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第31条第2項及び第32条第1項第2号の規定に基づき、堺市金岡公園プール及び堺市大浜公園プールの使用時間及び利用料金を指定管理者が定めたので、同条例第31条第3項（同条例第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告する。

令和元年6月21日

堺市長 永藤英機

1 プール使用時間

| 名称                 | 使用時間            | その他                     |
|--------------------|-----------------|-------------------------|
| 金岡公園プール<br>大浜公園プール | 午前9時30分から午後6時まで | 開場期間は、7月1日から8月31日までとする。 |

2 プール利用料金

| 種別      | 区分   | 利用料金 |          |
|---------|------|------|----------|
|         |      | 大人   | 小人(小中学生) |
| 金岡公園プール | 1人1回 | 300円 | 100円     |
| 大浜公園プール | 1人1回 | 300円 | 100円     |

備考

- (1) 就学の始期に達しない者については、同伴者のあるときは、無料とする。
- (2) 団体については、次の表のとおり割引を行う。

| 区分          | 割引率   |
|-------------|-------|
| 30人以上100人未満 | 2割引   |
| 100人以上      | 2.5割引 |

- (3) 省エネルギーの取組として「みんなで出かけクールシェア」を次のとおり行う。

対象者 ポイントカード利用者

内容 6回目の利用に係る利用料金を無料とする。

期 限 令和元年8月31日まで

3 プール附属設備等利用料金

| 種別     | 単位 | 利用料金 |
|--------|----|------|
| 貸しロッカー | 1回 | 50円  |

4 その他利用料金

| 種 別              |                              | 単 位                   | 金 額    |
|------------------|------------------------------|-----------------------|--------|
| 利<br>用<br>料<br>金 | 露天営業その他これに類する目的とする使用         | 使用面積1平方メートルにつき<br>1日  | 93円    |
|                  | 広告宣伝又は放送の目的とする使用             |                       | 370円   |
|                  | 業として撮影の目的とする使用               | 1回(2時間以内)につき          | 7,600円 |
|                  | 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する目的とする使用 | 使用面積10平方メートルにつき<br>1日 | 23円    |
|                  | その他の使用                       |                       | 23円    |